

J Aバンクローン融資約款の一部改正

新	旧
<p style="text-align: center;">J Aバンクローン融資約款</p> <p>本約款は、……………（省略）……………、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p>第1条 ～ 第18条 （省略）</p> <p>第19条（届出事項）</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 借主および連帯保証人が前項の届出を怠る、あるいは借主<u>および連帯保証人</u>が組合からの請求を受領しないなどの借主<u>および連帯保証人</u>の責めに帰すべき事由により、組合が行った通知または送付した書類等が延着しまたは到達しなかった場合には通常到達すべきときに到達したものとします。</p> <p>3 （省略）</p> <p>第20条 ～ 第28条 （省略）</p> <p style="text-align: right;">以 上 (2021年4月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;">J Aバンクローン融資約款</p> <p>本約款は、……………（省略）……………、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p>第1条 ～ 第18条 （省略）</p> <p>第19条（届出事項）</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 借主および連帯保証人が前項の届出を怠る、あるいは借主<u>（追加）</u>が組合からの請求を受領しないなどの借主<u>（追加）</u>の責めに帰すべき事由により、組合が行った通知または送付した書類等が延着しまたは到達しなかった場合には通常到達すべきときに到達したものとします。</p> <p>3 （省略）</p> <p>第20条 ～ 第28条 （省略）</p> <p style="text-align: right;">以 上 (2020年4月1日現在)</p>